

1. 「軽度者に対する福祉用具貸与のための理由書」の書き方について

表面

- ① 該当する□にレ点を入れてください。
軽度者の最新の基本調査結果に基づきチェックしてください。
- ② 介護予防の支援事業者は包括支援センターですが、受託されている事業者名を記載してください。

裏面

- ① 裏面の観点から精査していただき漏れのないように記載してください。
- ② 下段「サービス担当者会議の要点」「ケアマネジャーの意見」は提出していただくすべての利用者について記入ください。「サービス担当者会議等の意見」を記載されている場合等は、該当箇所に、**別紙**と記載してください。なお、控えはお渡ししませんのでご了承ください。

2. 「軽度者に対する福祉用具貸与のための理由書」の留意点

- 軽度者に想定されない福祉用具をケアプランに位置付ける場合「理由書」を提出してください。
ただし、基本調査項目で明らかに貸与の要件を満たしている場合には提出が不要です。
- 「要支援者」については包括支援センターへ、「要介護者」の方は介護保険課へご提出ください。
- 軽度者の状態像の確認が必要な部分等の【車いす及び車いす付属品】と【移動用リフト】については、裏面上段の「有効性」「阻害性」等検討しご提出ください。
- 医学的所見欄について主治医から情報を得るとともにチェック洩れがないかご確認ください。(医師や医療機関が直接記入する必要はありません。主治医から得た情報を理由書作成者が記入してください。)
- 運営基準等に定める手順等を遵守してください。(すべて主治医の意見聴取後サービス担当者会議で必要性を確認してください。)
- 当該理由書については原則的にはサービス利用開始前に当課へ提出してください。
例) ①サービス利用開始が6月からの場合
5月又は遅くともサービス利用開始の6月中。

②以前より利用しており引き続き利用する場合
(5月31日まで要支援1、更新申請の結果が6月1日以降も要支援1が出た場合など)
更新の有効期間開始前月である5月又は遅くとも更新の有効期間開始月の6月中。

③更新及び区分変更申請中で、介護度が利用開始前月又は開始月中に認定の申請の結果が出ない場合
認定の申請の決定後速やかに提出してください。
- 暫定利用で福祉用具貸与をケアプランに位置付ける場合、認定の申請の結果が出てから福祉用具貸与についての阻害生や有効性についての検討を行うものではありません。主治医の医学的所見の確認及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性を暫定利用開始前に必ず検討してください。
- 認定申請の結果が出ていない場合や主治医へ利用者の状態像の確認をしているが、サービス利用開始月中に回答が得られない場合等において、当該理由書を提出できない場合は理由書裏面の【提出が遅れる理由について】欄に時系列を明確にして記載してください。事前の電話連絡は必要ありません。
- 当該理由書が未定提出のまま福祉用具貸与の算定をしている場合、給付費を返還していただきますのでご注意ください。

お問い合わせ先 〒581-0003 八尾市本町1-1-1 八尾市高齢介護課 給付担当
電 話 072-924-9360 FAX 072-924-1005